中国における会社の登記住所

要件、リスク、そして適正な状態を維持する方法

過料1万～10万元

＋ 営業許可証の取消し

書類上にしか存在しない住所の代償

1社につき住所は1つ

誤解

住所はサービスとして買える。私書箱と郵便物の転送があれば足りる。香港では通用するが、中国本土では通用しない

規定

中国「市場主体登記管理条例」（2022年3月1日施行）第11条により、会社が登記できる住所は1か所のみ

位置づけ

住所は、商号や登録資本金と並ぶ、営業許可証の6つの基本登記事項の1つ

各省は緩和措置を設けることができるため、運用は地域によって異なります

VITA LIBERTA™

登記住所は実際の事業所と一致していなければならない

登記機関は何を確認するか

営業許可証 営业执照

許可証の住所が各登録情報に引き継がれる

税務　銀行　税関

AMRと税務当局が現地で照合するもの

- 看板
- 従業員
- 賃貸借契約書

法的効果

- 中国民法典第65条：移転が登記されるまでは、実際のオフィスをもって善意の相手方に対抗できない
- 裁判所は主たる事務所の所在地で決まる。登記住所が適用されるのは、主たる事務所を特定できない場合に限られる

まとめ

住所とオフィスが食い違うと、どの裁判所が審理するかをめぐって争いが生じる

AMRが認める物件とは

物件に関する書類

基本書類

- ✓ 賃貸借契約書
- ✓ 不動産権利証書 不动产权证书
- ✓ 12か月以上の賃貸期間：多くの区レベルのAMRが求める

制限

- × 違法建築物は認められない
- ! 住宅は、現地の規則に適合し、かつ利害関係のある所有者全員の同意がある場合に限り認められる（中国民法典第279条）

自主申告・誓約制 自主申报承诺制

書類の添付は不要だが、情報の真実性については設立者が責任を負う

よくある失敗

その住所に別の会社が登記されていないか、建物が予定の事業内容を認めているかを確認せずに契約してしまう

賃貸、ホスティング住所、「バーチャルオフィス」

住所の3つの選択肢

選択肢	AMRへの提出書類	評価
ビジネスセンターの賃貸	賃貸借契約書と不動産権利証書	**確実。**銀行からも税務当局からも疑義が出ない。最もコストが高い
集群登記ゾーン内のホスティング住所	ホスティング機関との契約書	**条件付き。**すべての区で使えるわけではなく、許認可業種には使えない。銀行から実際のオフィスを求められることがある
名簿外の仲介業者による「バーチャル住所」	区が認めない契約書	**リスク。**実地検査で会社が「所在不明」となる

集中登記ゾーンは地方政府が設置します。例：上海市普陀区、重慶市北碚区

30日以内の届出と0.1%の印紙税

賃貸借契約：2つの義務

賃貸借の登記届出 租赁登记备案

- 契約締結日から30日以内に、住宅管理当局へ契約を届け出る
- 法人に対する過料は1,000〜10,000元
- どちらが届け出るかを契約書に明記しておくとよい

印紙税 印花税

- 増値税を除いた賃料の0.1%を、当事者がそれぞれ納付する
- 小型・零細企業は2027年12月31日まで50%に軽減される

例

年間賃料240,000元（約35,700米ドル）→ 印紙税は当事者それぞれ240元、小型企業の場合は120元

必須条項

物件書類を理由にAMRが登記を拒否した場合、賃貸人は保証金と前払賃料を返還する

住所を「見失った」会社への制裁の連鎖

制裁

ステップ1：変更登記をせずに移転

是正命令。従わない場合は過料1万〜10万元、情状が重い場合は営業許可証の取消し（条例第46条）

対応

新住所を登記する

ステップ2：登記住所で会社と連絡が取れない

経営異常名簿に掲載 经营异常名录

対応

住所を変更するか、連絡が取れることを証明する。確認後5営業日以内に名簿から削除される

ステップ3：2年間年次報告を提出せず、登記住所でも連絡が取れない

営業許可証の取消し（企業情報公示暫定条例第18条）。法定代表者は3年間、他の会社の法定代表者に就任できない

対応

AMRの決定が出る前に、未提出の報告書を提出する

違反はすべての取引先に見られている

会社の公開ステータス

公開データベース

違反企業の名簿は、国家企業信用情報公示システム（gsxt.gov.cn）で閲覧できる

影響

政府調達や入札への参加が制限される

年次報告

1月1日から6月30日までに提出する

アドバイス

- 登記住所で郵便物を受け取る担当者を決めておく
- 四半期に一度、公示システムで会社のステータスを確認する

申請は移転の前に

移転

同じ区内

30日以内に変更登記を行う（条例第24条）

別の区へ

実際に移転する前に、移転先の区のAMRに申請する（第27条）。従前の登記機関が登記記録を移管する

その後、情報を更新

税務 → 銀行 → 税関 → 社会保険

注意

ゾーンの優遇措置には、転出しない旨の誓約が条件となっていることがある。紹介されている事例の1つでは、その期間は10年

登記住所はリスク管理のツール

パラドックス

参入は容易になっている（自主申告・誓約制、集群登記）一方で、連絡不能となった場合の結果は厳しくなっている（違反企業の公開名簿）

3つの原則

1 **事業内容に合わせて選ぶ**

住所は許認可業種と銀行の要件に合わせて選び、価格は二の次とする

2 **契約が義務の源泉**

30日以内の届出、0.1%の印紙税、保証金に関する条項は、署名前に織り込んでおく

3 **移転は登記手続き**

移転先の区への申請は、移転より先に行う

まとめ

住所は、書類の送達、銀行取引、会社の信用履歴を左右する

CONTACTS

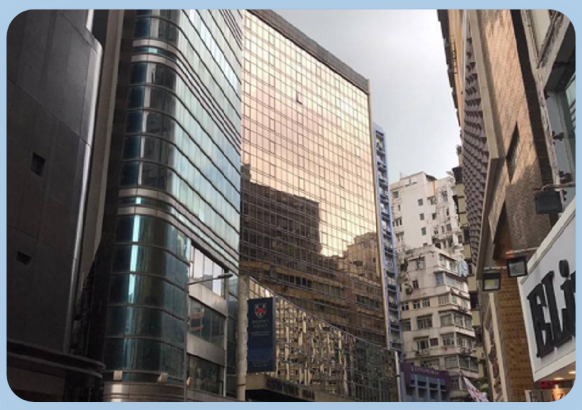
VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177

legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169

VITA LIBERTA™